

福祉事務所にダイヤルインを導入しました

【市社会福祉課】
今まで共有していましたが、市社会福祉課と園子育て支援課、園子ども青少年課の電話番号について、次のとおり、直通電話番号を導入しましたので、お知らせします。
市社会福祉課 ☎23-95900
園子育て支援課 ☎23-9597番、園子ども青少年課 ☎26-0994番

ふれあいのまち 差別のないまち 9月は同和問題啓発強調月間です

【市人権政策課】
彦根市では、同和問題の正しい理解と知識を深め、市民一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて主体的に行動できるよう、9月の同和問題啓発強調月間にあわせて啓発行事を行います。

人権啓発パネル展
日時 9月1日(水)～同10日(金)

彦根市場「日曜日」を開催

彦根総合地方卸売市場を皆さんに開放します。ぜひ、お越しください。当日利用できる商品券を先着300人にプレゼントします。
日時 9月5日(日) 9:00～12:00
場所 彦根総合地方卸売市場(安食中町)
内容 マグロの解体ショー、彦根海陸物産同業組合による地場野菜の特売、関連事業者による大売り出し、模擬店。
問い合わせ先 彦根総合地方卸売市場(株)
☎25-2518、FAX28-1718

エコマーケット「夢畑」を同時開催します

問い合わせ先 リサイクルステーション(銀座町)
☎26-4810 (FAX 共用)。受付時間10:00～16:00、木・日曜日は休み

木造住宅の無料耐震診断を行います

【市建築指導課】
建物の地震に対する耐震性を、**無料**で診断します。
対象木造住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建てられ、完成しているもの
- ②延べ面積の半分以上が住宅として使われているもの
- ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法などでないもの)

募集棟数 40棟(先着順)
申込方法 市建築指導課(市役所2階)にある耐震診断実施申込書に必要事項を記入し、建築年月日がわかる書類(確認申請書副本、固定資産税課税明細書の写しなど)とともに同課窓口へ提出してください。なお、申込書は、彦根市ホームページからダウンロードできます。

既存住宅耐震改修事業

建物の耐震改修工事を行うときに、その費用の一部を補助します。
対象となるのは、昭和56年5月31日以前に建てられた木

市人権政策課

午前8時30分～午後5時15分(最終日は午後4時まで)
場所 市役所1階ロビー
内容 教科書無償運動・公正な採用選考を目指す取り組みを紹介いたします。
問い合わせ先 市人権政策課
☎30-6115番、FAX22-1398番

彦根年金事務所

国民年金保険料の一部免除(1/4免除、半額免除、3/4免除)が承認された人は、免除されていない残りの一部保険料を納付しないと未納期間と同じ取り扱いとなり、老齢基礎年金を受給するため必要な期間に算入されません。また、けがや病気など、「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。保険料は、該当納付月の納付期限(翌月末)から2年間納付できます。2年を経過すると納付することができませんのでご注意ください。
問い合わせ先 彦根年金事務所 所国民年金課 ☎23-11114番、FAX23-9038番

造住宅で、耐震診断を受けた結果、倒壊する可能性が高いと診断された住宅です。
また、建物全体を耐震改修する以外に、次の場合も対象になります。ただし、戸数に制限があります。

- ▼1階部分のみ耐震補強する場合
- ▼1階に耐震シェルターや耐震ベッドなど、建物が倒壊しても、一時的に安全が確保できる空間を設ける場合

条件など詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。
問い合わせ先 市建築指導課
☎30-6125番、FAX24-8517番

屋外広告物クリーンキャンペーンを行います

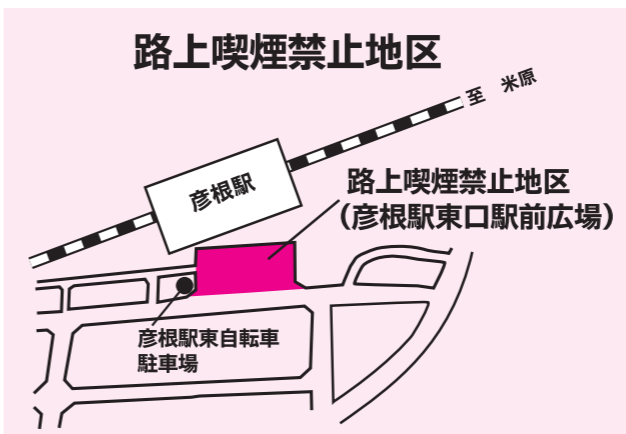
【市都市計画課】
国土交通省では、9月1日(水)から同10日(金)を「屋外広告物適正化旬間」としています。彦根市内においても、屋外広告物法および同法に基づく条例の普及啓発、屋外広告物の簡易除却や違反広告物対策などを実施します。

その屋外広告物！
(建物の外壁や塀などで屋外に設置している看板、広告、ポスター等の広告物)
ルールを守っていますか？
屋外広告物
クリーン
キャンペーン

- 実施内容 期間中に、次の①～③を実施します。
- ①屋外広告物法および同法に基づく条例の普及啓発
 - ②道路上などに掲出された屋外広告物法に定める違反広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板など)の簡易除却
 - ③違反広告物は正の取り組み
- 問い合わせ先 市都市計画課 景観・まちなみ保全室 ☎30-6124番、FAX24-8517番

路上喫煙禁止地区を拡大します 9月1日(水)から彦根駅東口駅前広場でも路上喫煙できません

彦根市では、身体への被害の防止および財産の保全を図り、安心・安全な生活環境の確保に寄与することを目的に、平成21年1月1日に「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を制定しました。
現在、4地区(駅前お城通り、特別史跡彦根城跡および接する道路、夢京橋キャッスルロード、四番町スクエア)を禁止地区に指定しています。
新たに、9月1日(水)から、彦根駅東口駅前広場も、禁止地区として指定します。



禁止地区内では、喫煙することができない場所として指定した場所を除き、たばこを吸うこと、または火のついたタバコを所持することはできません。ご協力をお願いします。
問い合わせ先 市生活環境課
☎30-6116番、FAX26-0395番

第8回 議場コンサートを開催します

議場において、コンサートを開催します。また、当日は、午前9時から、平成22年9月定例会の本会議が開催されます。この機会にぜひ、傍聴してください。
日時 9月6日(月) 13:00～
場所 彦根市議会 議場(彦根市役所5階)
出演者 真木玉子とその仲間
内容 電子ピアノとクラシックギターの演奏
曲目 ショパンの曲、日本の叙情歌など
その他 入場は無料です。当日、議場に直接お越しください。
問い合わせ先 市議会事務局
☎30-6130、FAX22-0906

湖東定住自立圏 バイコロジー整備促進事業のボランティア募集

バイコロジーとは、自転車が安全で快適に利用できる環境をつくる運動です。彦根市と4町(愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)では、自転車を利用した通勤、通学、買い物や観光などのルート策定し、ルートマップやパンフレットを作る事業をNPO法人五環生活に委託しています。
今回、NPO法人五環生活では、次のとおり募集を行います。なお、実施にあたり報酬はありません。
①バイコロジーマップ作成調査ボランティア
市町内の身近な自転車に適した道路の調査と選定
②自転車利用モニター
1か月間、最新のクロスバイクを貸し出します。日常生活に自転車を利用していただき、アンケートに答えていただきます。
申込期限 9月30日(休)
申込・問い合わせ先 NPO法人五環生活 ☎26-1463
Eメール: mail@gokan-seikatsu.jp